

学校法人 富澤学園
役員 の 待 遇 に 関 す る 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人富澤学園の役員報酬及び費用弁償について定める。

(報 酬 等)

第 2 条 役員報酬は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 理事長 | 月額手当 | 900,000円 |
| (2) 副理事長 | 月額手当 | 700,000円 |
| (3) 常務理事 | 月額手当 | 600,000円 |
| (4) 理事 | 月額手当 | 20,000円 |
| (5) 監事 | 月額手当 | 30,000円 |

2. この法人の職員で第1項の第2号又は第3号の理事を兼務する者の報酬は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 副理事長 | 月額手当 | 100,000円 |
| (2) 常務理事 | 月額手当 | 80,000円 |

3. 常勤理事(本法人の理事を本務とする理事)には、通勤手当を支給する。但し、本法人職員を兼務して職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく通勤手当は支給しないものとする。

4. 報酬等の支給方法については、東北文教大学給与規程第15条第1項から第3項及び第24条の規定を準用する。

(旅 費)

第 3 条 役員が業務のため出張するときは、東北文教大学職員旅費規程第3条、第4条第1項第1号・第2号・第6号、同条第2項・第3項・第4項、第8条及び第9条を準用し、旅費規程別表1旅費支給表区分Aに掲げる学長と同じ額の旅費を支給する。

(退 職 金)

第 4 条 役員が退職したときは、その在職期間に応じて退職金を支給する。

2. 前項の退職金の支給については、別に定める。

(弔 慰 金)

第 5 条 役員が死亡したときは、弔慰金を贈る。

2. 役員配偶者、父母及び子が死亡したときは、弔慰金を贈る。

(費用弁償)

第 6 条 学園職員以外の役員が理事会、常任理事会及び評議員会に出席したときは、公共交通機関の交通費を支給する。自家用車利用の場合、別表1に掲げる交通費を支給する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会に諮り、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

1. この規程は、令和3年12月22日制定、令和3年11月1日に遡って施行する。
2. 本規程制定に伴い、昭和53年4月1日施行の「学校法人富澤学園役員等の待遇に関する規程」は廃止する。

別表1 交通費（自家用車利用）

市町村	金額
山形市、上山市、中山町、山辺町	1,000 円
寒河江市、天童市、東根市、村山市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、白鷹町	2,000 円
尾花沢市、米沢市、長井市、大石田町、川西町、高畠町、飯豊町	3,000 円
舟形町	4,000 円
新庄市、真室川町、金山町、最上町、小国町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	5,000 円
鶴岡市	6,000 円
酒田市、庄内町、三川町	7,000 円
遊佐町	8,000 円